

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク
協働プロジェクト推進チーム設置要領

(目的)

第1 この要領は、ほっかいどう防災教育協働ネットワーク設置要綱（以下「ネットワーク設置要綱」という。）第3の(4)に基づき、防災教育推進のための新たな活動を行おうとする場合に設置される協働プロジェクト推進チーム（以下「推進チーム」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動)

第2 第1に規定する防災に関する活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 普及啓発に関する取組
- (2) 人材育成に関する取組
- (3) 防災教育手法に関する取組
- (4) その他防災教育の推進に資する取組

(組織)

第3 推進チームは、ほっかいどう防災教育協働ネットワーク連絡会議の構成員を発案者とするプロジェクト推進チームリーダー（以下、「プロジェクトリーダー」という。）及び推進チーム参加構成員（以下、「メンバー」という。）で構成する。

- 2 プロジェクトリーダーは、総合的な立場から協議検討する役割を担うものとする。
- 3 メンバーは、ネットワーク設置要綱に定める構成員であることとし、プロジェクトリーダーと連携を図りながら活動の具体的な推進について協議し、実施にあたるものとする。

(設置)

第4 発案者は、推進チームを設置しようとする場合、別紙1により、事務局に提出する。

- 2 事務局は、この要領及び設置要綱第1に基づき内容を確認の上、設置する場合は、別紙2により発案者に回答するとともに連絡会議構成員に報告する。
- 3 事務局は、前項の手續にあたって、必要に応じ、連絡会議構成員に意見を聞くことができる。

(事務)

第5 この要領に係る事務は、北海道総務部危機対策局危機対策課が行う。

(委任)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、ネットワーク代表が定める。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク
協働プロジェクト推進チーム設置について

- 1 協働プロジェクト名
- 2 実施内容
- 3 推進チーム設置理由
- 4 推進チーム構成
- 5 設置期間

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク

協働プロジェクト推進チーム設置について

1 協働プロジェクト名

ほっかいどう防災ひろば in チ・カ・ホ

2 実施内容

別紙概要（案）のとおり

3 推進チーム設置理由

本プロジェクトの企画・運営に当たり、ネットワーク構成員のノウハウ提供や人的・物的支援・協力が必要であり、企画趣旨に賛同する構成員による推進チームを設置し、組織的・計画的に取り組む必要がある。

4 推進チーム構成

企画原案を発議した〇〇〇が、プロジェクトリーダーとなり、実施にあたり協働するチームメンバーが推進チームに参加するものとする。

- ・プロジェクトリーダー

〇〇〇

- ・チーム参加構成員（調整中）

〇〇〇

・・・

・・・

・・・

・・・

・・・

・・・

5 設置期間

文 書 番 号
年 月 日

発案者代表 様

代表者の機関・職氏名
(ほっかいどう防災教育協働ネットワーク代表)

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク協働プロジェクト推進チーム
の設置について (回答)

〇〇〇〇により依頼のありましたこのことについて、次のとおり設置しましたので、お知らせします。

なお、協働プロジェクトの円滑な実施及び関係機関との協働促進につきまして、よろしくお願ひします。

記

1. 協働プロジェクト推進チーム名

2. 推進チーム構成

企画を発案した〇〇が、プロジェクトリーダーとなり、実施にあたり協働するメンバーが推進チームに参加するものとする。

・プロジェクトリーダー

〇〇

・推進チームメンバー

〇〇

〇〇

〇〇

3. 推進チーム構成

(1) 設置期間は、承認日から平成〇〇年〇月〇日までとします。

(2) 協働プロジェクトは完了後、実施概要について報告をお願いします。

(担当 :
電話 :
内線 :)